

やすらぎの丘

～深川市合同墓のご案内～

親類縁者がいない方など、さまざまな事情でお墓の承継、お骨の管理が困難な方が増えてきています。深川市では、お墓で困っている方への選択肢のひとつになるように合同墓を整備しました。

深川市合同墓は、血縁を超えた方々の遺骨と一緒に埋蔵する形式のお墓です。管理は市が行いますので、お墓の承継の問題や無縁化の心配はありません。

CHECK!



深川市合同墓は、骨箱や骨壺から焼骨のみを取り出して埋蔵するお墓です。他の方のお骨と一緒に埋蔵されますので、埋蔵すると二度と取り出すことができません。

ご利用にあたっては、ご親族の方々と十分に相談し、ご理解を得たうえで申込みをしてください。



1. 概要

場 所	一已墓地内 南側駐車場横(深川市一已町字一已2502番地23)
最大収蔵数	約 1,500 体
使 用 料	▶12,000 円/焼骨1体 ▶13,000 円/焼骨1体(納骨袋を使用する場合) ※使用料のお支払いは1度のみで、その後の支払いはありません。
申 請 区 分	焼骨埋蔵 又は 生前予約

2. 使用要件(いずれかに該当する方)

▼焼骨埋蔵

- (1) 深川市に住所または本籍があり、焼骨を所持されている方
- (2) 死亡時に、深川市に住所または本籍があった故人の焼骨を所持されている方
- (3) 深川市の一般墓地を使用されている方で、その墓地に埋蔵している焼骨を合同墓に改葬したのち、一般墓地区画を返還する方

※(1)及び(2)に該当する方は、埋蔵しようとする焼骨が「配偶者」、「3親等以内の血族」または「2親等以内の姻族」の方のものに限り埋蔵することができます。

▼生前予約

満 65 歳以上の方、または近親者がいない方であって、深川市に住所または本籍がある方

※近親者 = 配偶者、1親等の血族及び姻族

※深川市一般墓地を使用している場合は、先に使用している区画を返還いただく必要があります。

3. 申し込みに必要なもの ※使用要件ごとに必要書類が異なりますので、事前にお問い合わせください。

焼骨埋蔵	生前予約
<input type="checkbox"/> 合同墓使用許可申請書 <input type="checkbox"/> 申請者の住民票(本籍が記載されたもの) <input type="checkbox"/> 戸籍謄本・除籍謄本 等 →申請者と故人の関係性を確認できる書類 <input type="checkbox"/> 火葬許可証・改葬許可証・収蔵証明書 等	<input type="checkbox"/> 合同墓使用許可申請書 <input type="checkbox"/> 申請者及び主宰者の住民票 (本籍が記載されたもの) <input type="checkbox"/> 65 歳未満の方は、近親者がいないことを確認できる書類(戸籍謄本・除籍謄本)
上記のほかに必要に応じて… <input type="checkbox"/> 故人が死亡時に深川市に住所または本籍があったことが確認できる書類 (住民票除票・戸籍の附票・戸籍謄本・除籍謄本など) ※法令等による保存年数期間の終了により市区町村役所から交付されない場合は、確認できる書類として、税金や社会保険のほか公共料金等の領収書、郵便物、住所の記載がある卒業アルバムなどを用意していただくことがあります。	

※生前予約における、「申請者(生前予約者)」=死亡後に埋蔵される方、「主宰者」=生前予約者の焼骨を埋蔵する方

4. 申請から納骨までの流れ

	焼骨埋蔵	生前予約
(1)	申請書の提出 (申請者→市)	
(2)	使用料の納付 (申請者→市)	
(3)	使用許可証の交付 (市→申請者) ※(5)で使用する埋蔵届も同封します。	
(4)	納骨日の日程調整 (申請者→市)	※生前予約者が死亡し、火葬された後に納骨日の日程調整 (主宰者→市)
(5)	埋蔵届の提出 (申請者→市) ※受領後、市から埋蔵受付票を交付します。	
(6)	納骨当日 (現地集合)	

※生前予約者及び主宰者の変更が生じる場合は、その都度、変更申請が必要です。

5. 納骨(埋蔵)について

(1) 納骨ができる期間

5月中旬～11月末までの毎週金曜日(祝日除く)

※降雪・積雪状況により期間に変動がありますので、事前に市へご確認ください。

(2) 予約枠

①10:30～11:00 ②11:00～11:30 ③11:30～12:00

(3) 当日の持ち物

お骨 合同墓使用許可証 埋蔵届受付票

※上記を忘れた場合は、納骨できません。

(4) その他

- ・納骨は、市の立ち会いのもと、許可を受けた方(親族)が行います。市が焼骨をお預かりすることや納骨することはありません。
- ・納骨の際の僧侶等による読経などの宗教的儀式は、周囲にご配慮のうえ行ってください。
- ※読経が30分間で終わらないことも考えられますので、読経等の宗教的儀式を行う場合については、「③11:30～12:00」の予約枠を、優先的にご案内させていただくことがあります。
- ・焼骨以外の副葬品などは埋蔵できません。
- ・納骨袋を使用する場合は、指定のものを使用していただきます。
- ・納骨後の空いた骨箱や骨壺は、お持ち帰りください。

6. 注意事項

(1) 参拝関係

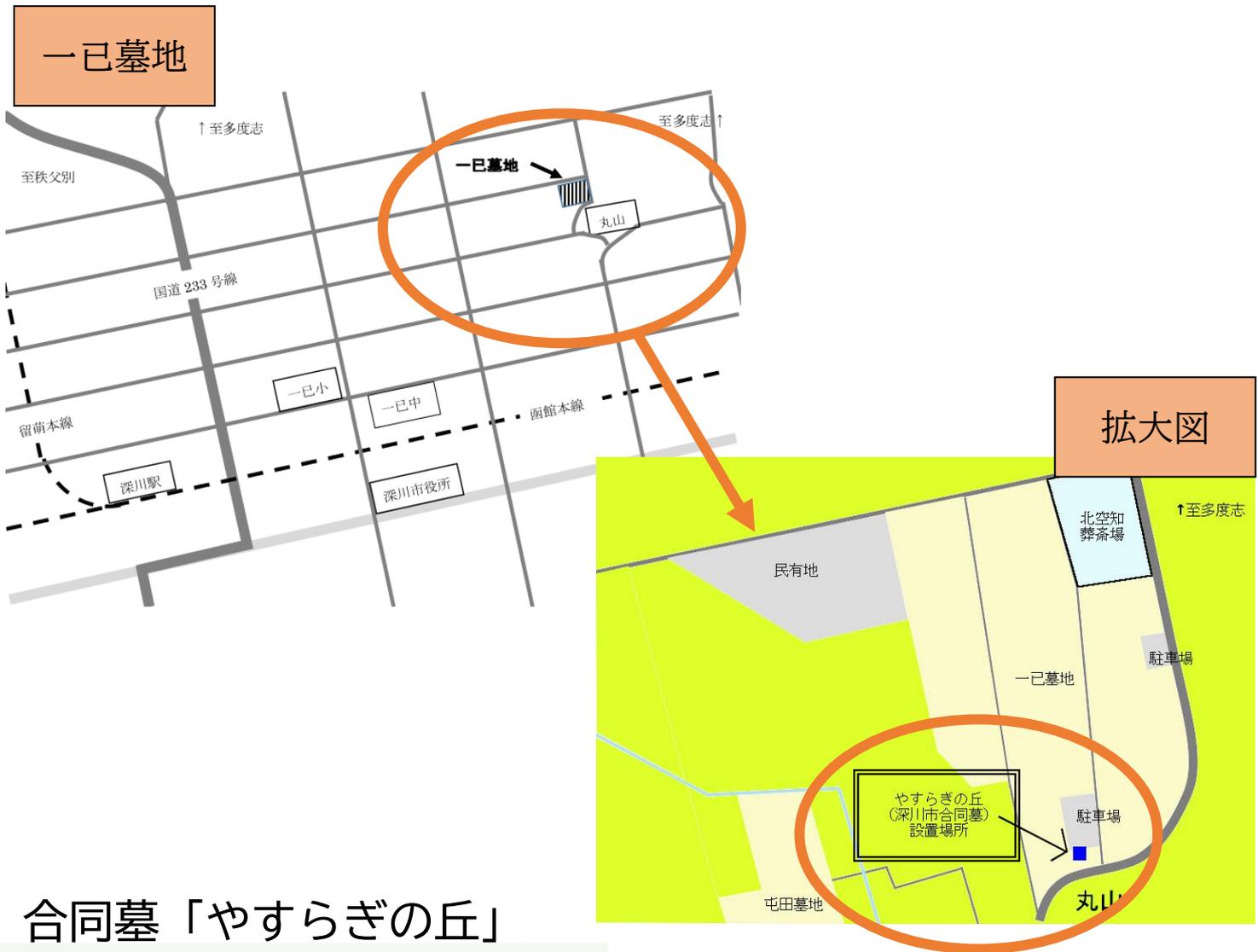
- ・墓誌を設置していないため、故人のお名前を刻むことはできません。
- ・ご供物やご供花などは、お帰りの際に必ずお持ち帰り願います。
- ・線香立は設置していません。持参される場合は、火の取り扱いに十分注意してください。(合同墓に直接、線香・ろうそく等を置かないでください。)
- ・墓参の際は、他の墓参者に配慮して、お互いに譲り合ってご使用ください。
- ・市では、宗教的な供養は行いません。

(2) その他

- ・合同墓の使用許可を受けた後、許可内容の記載に変更があった場合は、手続きが必要です。
- ・合同墓の使用許可を受けた後に、使用を中止する場合は、使用中止届を提出してください。(使用料は還付しません。)
- ・生前予約により許可を受けていた方が、死亡後に合同墓へ納骨しないまま、死亡日から3年経過すると、合同墓の使用権はなくなりますので、ご注意ください。

7. 合同墓への案内図

一已墓地敷地内の南側駐車場横に位置しています。



合同墓「やすらぎの丘」



お問い合わせ先

深川市 市民福祉部 市民生活課 環境衛生係

〒074-8650 北海道深川市2条17番17号(市役所1階7番窓口)

電話番号:0164-26-2444

受付時間:午前8時45分から午後5時15分まで